

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 8 号				
件 名	市職員の昼食時間帯における窓口業務の適正な運用を求めることについて				
要 旨	<p>新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月29日条例第2号）第6条第1項、任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。第6条第2項、任命権者は、前項の休憩時間を、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。</p> <p>新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年3月29日規則第9号）第3条の3第1項第2号、その他業務を円滑に遂行するために休憩時間を一斉に与えない必要がある場合と規定されています。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 各課は昼食時間帯の窓口の当番員を配置しているのだから、昼食時間帯にあっても窓口業務を適切に対応すること。</p> <p>2 担当者が不在で対応できないときは、改めて協議し、日時を指定すること。</p>				
付 託 年月日 委員会	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%; border: none;">令和5年9月7日</td> <td style="width: 10%; border: none;">第1項 第2項</td> <td style="width: 5%; border: none;">}</td> <td style="width: 45%; border: none;">総務常任委員会</td> </tr> </table>	令和5年9月7日	第1項 第2項	}	総務常任委員会
令和5年9月7日	第1項 第2項	}	総務常任委員会		
受 理	令和5年8月21日 第303号				